



NEWS RELEASE
シンワオックス株式会社

平成 20 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 今 田 輝 幸
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室室長 松浦 公 司
(TEL. 06-6683-3101)

訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、株式会社フレッシュタウン（以下 原告という）より提起されておりました訴訟について、下記のとおり解決いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から上告棄却決定に至るまでの経緯

当社は、平成 14 年 2 月から 8 月にかけて受注した建築内装工事において、原告に対し施工を発注し工事完了の引渡を受けましたが、その工事代金に未払いがあるとして、その代金 13,797 千円および遅延損害金の支払いを求める訴訟を平成 15 年 2 月 28 日、原告から提訴され、東京地方裁判所において審理が進められてまいりました。

その後、平成 19 年 1 月 31 日、第一審判決において原告の請求は棄却されましたが、平成 19 年 3 月 22 日、原告より控訴され、平成 19 年 9 月 13 日、東京高等裁判所より原告の控訴を棄却する判決が下されました。しかしながら、原告はこれを不服として、平成 19 年 10 月 1 日、上告を提起しておりました。

上記において、当社と致しましては、工事代金の支払いを完了したという認識のもと、一貫して正当性を主張してまいりました。今般、その主張が全面的に認められ、平成 20 年 3 月 4 日、最高裁判所において次のとおり決定がなされたものであります。

- ・ 本件上告を棄却する。
- ・ 本件を上告審として受理しない。
- ・ 上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

2. 今後の見通し

今回の訴訟の解決による業績に与える影響はありません。

以 上